

2021 年 11 月 24 日

弊社は 2021 年 11 月 24 日付で「えるぼし認定段階 3」にランク付けされました。

「えるぼし認定」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、下記の 5 つの強化項目において一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

採用
継続就業
労働時間等の働き方
管理職比率
多様なキャリアコース

「えるぼし認定」の段階は 3 段階あり、上記 5 つの評価項目のうち、えるぼしの基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まります。

5 つ（全て）の基準を満たす：3 段階目（弊社はここ！）

3～4 つの基準を満たす：2 段階目

1～2 つの基準を満たす：1 段階目





基準適合一般事業主認定通知書

令和3年11月24日

株式会社三晃空調

取締役社長 齋藤 昌宏 殿

令和3年8月4日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○	○	○

大阪労働局長 木原 亜紀生



注意

- ・この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- ・また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。
- ・なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。
- ・また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・本認定通知後、次のいずれかに該当するときは、認定取消の対象となりますので、速やかに管轄の労働局あて報告してください。
 - ① 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めとき。
 - ② この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - ③ 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

女性が活躍している